

世を認められた。ともに穩當の考と思はれる。果して然らばこゝに記された癸丑の年を何時に求むべきであらうか。第九世紀中に於る癸丑の年は八三三年と八九三年との一つであるが、法成の譯述を手記した智慧山が大中十年（八五六六年）前後に在世したことから考へて見ると、前者即八三三年と見るべきものであらうと思ふ。従つて法成の在世—それも譯經の事業に從事した時代の一年をこの年に置くことが出來やう。

尙附記すべき」とは、目録の 2035 に瑜伽師地解釋分門記一卷、2036 に瑜伽論第三十二卷、2038 に瑜伽論第三十四卷等が見える。此等の卷には同第四十四卷（前掲①）の如き「法成譯」の文字は見えないが、然も皆第四十四卷と同一なる書體で寫されて居る。特に第四十四卷のみを法成の譯本から寫し取つたものと見るのは怪しむべきで、此等も皆同一人の譯本と見た方が穩かだと思ふ。ペリオ氏も無論同様に考へて居るので、此の圖書館の寫本閲覽室で、氏と一緒に法成の譯本を撰出し、出版の打合せをした時には、すべて此等の卷子を法成の譯に成つたものとして認めたことである。石濱君は本稿第四項に、橘君將來の瑜伽論十數卷、松本博士の擧げられた瑜伽論、李氏目録に見ゆる同論の三疏、矢吹君の目録の瑜伽論手記等を掲げ、此等が法成譯であるべきを推しつゝ、然も大事を取つて、法成と瑜伽論及び論疏との關係は、尙將來に待つべきを述べられたが、自分は遠からず巴里の此等の瑜伽論關係の經典を刊行する時には、石濱君及び我等の推察の可能が證據立てらるゝことの困難でなかるべきを信じて居る。

此等の諸經典については、其の卷、章、若しくは其の他の特徵などを精細に檢べる積りであつたが、其の中すべてを寫眞にして自分の許に送る約束が出來たので、特に自分に關係深きもの、例へば滅盡記の如きものゝ外は、一